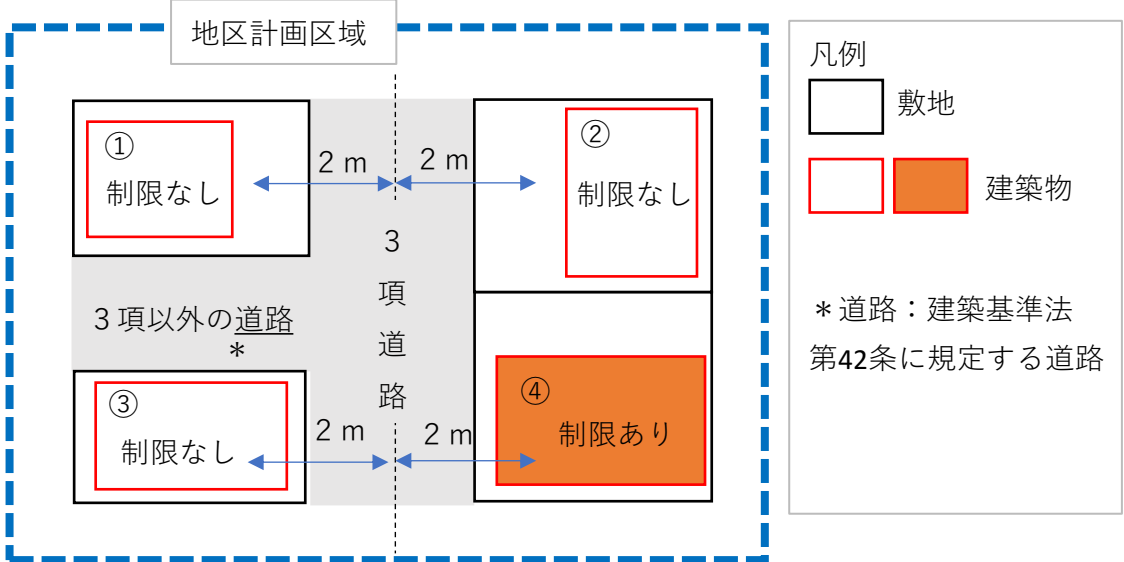


「土佐市地区計画の区域内における3項道路のみに接する建築物の制限に関する条例」の概要

適用地区	土佐市旭町・東郷地区計画
建築物の制限	<p>建築物の敷地が3項道路にのみ2メートル以上接するときは、以下の制限のいずれかに適合しなければならない。（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該3項道路の中心線までの距離が2メートル以上の場合は除く。）</p> <p>（1）耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>（2）独立行政法人住宅金融支援機構の定める省令準耐火構造の仕様に基づき建設された木造軸組工法の住宅、枠組壁工法の住宅又は木質系プレハブ工法の住宅であること。</p>
建築物の制限イメージ図	 <p>① 3項道路の中心から2m以内に建物がないかつ3項道路以外の道路にも接しているため構造の制限なし。</p> <p>② 3項道路の中心から2m以内に建物がないため構造の制限なし。</p> <p>③ 3項道路の中心から2m以内に建物があるが3項道路以外の道路にも接しているため構造の制限なし。</p> <p>④ 3項道路の中心から2m以内に建物があるため構造の制限あり。</p>